1. （別紙様式第１号）

　　令和　　年　　月　　日

1. 独立行政法人農畜産業振興機構
2. 理 事 長　　　殿
3. 製造事業者等
4. 住所・名称・代表者名
5. 国内産いもでん粉交付金交付対象者要件審査申請書
6. 国内産いもでん粉交付金の交付申請に際し、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第35条に定める対象者要件を満たしていることの審査を受けたいので、国内産いもでん粉交付金交付要綱第４の１の規定に基づき申請します。

記

1. １　製造施設
2. (1)　製造品目
3. (2)　原料とする作物
4. (3)　製造施設の設置場所
5. (4)　製造施設の概要
6. ①　製造施設の種類、形式、能力及び数量

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1. 番号 | 1. 設備名 | 1. 機械装置名 | 1. 型式 | 1. 仕様及び能力 | 1. 数量 | 1. 備考 |
|  | 1. 磨砕設備 |  |  |  |  |  |
|  | 1. 脱汁設備(※) |  |  |  |  |  |
|  | 1. ふるい分け設備 |  |  |  |  |  |
|  | 1. 精製設備 |  |  |  |  |  |
|  | 1. 脱水乾燥設備 |  |  |  |  |  |
|  | 1. 精粉設備 |  |  |  |  |  |

1. （注）（※）脱汁設備は、ばれいしょでん粉のみ記載すること。
3. ②　工場規模（１日当たり平均原料処理能力）
4. ２　原料作物の対価に関する生産者との約定について
5. 別添○のとおり
6. ３　経営改善計画に関する農林水産大臣の認定について
7. 別添○のとおり
8. 【記載注意】
9. １　製造品目には、ばれいしょでん粉又はかんしょでん粉の別を記載すること。
10. ２　製造施設の設置場所及び製造施設の概要は工場ごとに記載すること。
11. ３　第11によりばれいしょでん粉の製造事業者からの委任を受けて代理人が本申請を行う場合であっ　て、その申請に係る申請書の内容が既に理事長により対象者要件を満たしていることの通知を受け　たものと同じであるときは、当該通知の写しを添付することをもって、申請書への記載及び添付書　類を省略することができる。
12. 【添付書類】
13. １　主要施設の配置図及び製造工程図
14. ２　原料作物生産者との約定書の写し
15. ３　経営改善計画の農林水産大臣による認定書の写し
16. ４ 製造事業者が、第11により本申請を委任した場合は、申請者本人たる製造事業者からの委任状
17. （別紙様式第２号）
18. 番　　　　　　　　　号
19. 令和　　年　　月　　日
20. 会社名等
21. 役職名　氏名　あて
22. 独立行政法人農畜産業振興機構
23. 理　　　事　　　長
24. 国内産いもでん粉交付金交付対象者要件審査結果通知書
25. 令和　年　月　日付けで申請のあった国内産いもでん粉交付金交付対象者要件審査について、国内産いもでん粉交付金交付要綱第４の２の規定に基づき、下記のとおり審査結果を通知します。
26. 記
27. 審査結果
28. （記載例）
29. 申請の内容について、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第35条に定める対象者要件を満たしていることを確認しました。
30. （別紙様式第３号）
31. 令和　　年　　月　　日

1. 独立行政法人農畜産業振興機構
2. 理　　　事　　　長　　　殿

製造事業者等

住所・名称・代表者名

1. 国内産いもでん粉交付金交付対象者要件審査申請書（変更）
2. 令和　年　月　日付け　　農畜機第　　号により審査結果通知を受けた国内産いもでん粉交付金の交付対象者要件の内容を下記のとおり変更したので、国内産いもでん粉交付金交付要綱第４の３の規定に基づき申請します。

記

1. １　製造施設
2. (1)　製造品目
3. (2)　原料とする作物
4. (3)　製造施設の設置場所
5. (4)　製造施設の概要
6. ①　製造施設の種類、形式、能力及び数

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1. 番号 | 1. 設備名 | 1. 機械装置名 | 1. 型式 | 1. 仕様及び能力 | 1. 数量 | 1. 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

1. （注）　備考欄には、「付設（追加）」、「更新・改造」（能力の変更を伴わないものを除く）、　　　　　「廃止」、「移設」の別を記載すること。
2. ②　変更の内容及び変更を必要とする理由
4. ③　変更に伴う工場規模（１日当たり平均原料処理能力）の異同
6. ④　変更の時期
7. ２　原料作物の対価に関する生産者との約定について
8. (1)　変更の内容及び変更を必要とする理由
9. (2)　変更の時期
10. (3)　変更後の原料作物生産者との約定書の写し
11. 別添○のとおり
12. ３　経営改善計画に関する農林水産大臣の認定について
13. (1)　変更の内容及び変更を必要とする理由
14. (2)　変更の時期
15. (3)　変更後の経営改善計画の農林水産大臣認定書
16. 別添○のとおり
17. 【記載注意】
18. 変更があった項目のみ記載すること。
19. 【添付書類】
20. 必要に応じて以下の書類を添付すること。
21. (1)　変更に係る主要施設の配置図及び製造工程図
22. (2)　変更後の原料作物生産者との約定書の写し
23. (3)　変更後の経営改善計画の農林水産大臣による認定書の写し
24. (4) 製造事業者が、第11により本申請を委任した場合は、申請者本人たる製造事業者からの委任状
26. （別紙様式第４号）
27. 番　　　　　　　　　号
28. 令和　　年　　月　　日
29. 会社名等
30. 役職名　氏名　あて
31. 独立行政法人農畜産業振興機構
32. 理　　　事　　　長
33. 国内産いもでん粉交付金交付対象者要件審査結果通知書（変更）
34. 令和　年　月　日付けで申請のあった国内産いもでん粉交付金交付対象者要件審査（変更）について、国内産いもでん粉交付金交付要綱第４の４の規定に基づき、下記のとおり審査結果を通知します。
35. 記
36. 審査結果
37. （記載例）
38. 申請（変更）の内容について、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第35条に定める対象者要件を満たしていることを確認しました。
39. （別紙様式第５－１号）

　　令和　　年　　月　　日

1. 独立行政法人農畜産業振興機構
2. 理　　　事　　　長　　　殿

　製造事業者等

1. 住所・名称・代表者名
2. 国内産いもでん粉交付金四半期別交付申請計画書
3. 国内産いもでん粉交付金交付要綱第６の１の規定に基づき、令和　　でん粉年度第　　・四半期における国内産いもでん粉交付金の交付申請計画を下記のとおり届け出ます。

記

1. （種類：　　　　　　）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付金交付申請計画数量（トン） | | | | |  |
| 1. 期　　　別 | | （事務所名） | （事務所名） | 1. 計 |
| 年　月 | 1. 上期 |  |  |  |
| 1. 下期 |  |  |  |
| 1. 月計 | |  |  |  |
| 1. 年　月 | 1. 上期 |  |  |  |
| 1. 下期 |  |  |  |
| 1. 月計 | |  |  |  |
| 1. 年　月 | 1. 上期 |  |  |  |
| 1. 下期 |  |  |  |
| 月計 | |  |  |  |
| 計 | |  |  |  |

1. 【記載注意】
2. １　種類欄には、ばれいしょでん粉又はかんしょでん粉の別を記載すること。
3. ２　トン未満は切り上げること。

３　交付金交付申請計画数量は申請予定事務所ごとに記載することとし、必要に応じて同欄を加減して使用すること。また、機構本部へ申請する場合は、同欄に「本部」と記載すること。

1. ４　生でん粉又はスラリー状のものについては、水分含有率を18％に換算した数量を記載するこ　と。
2. ５　国内産いもでん粉加工製品については、当該加工製品の製造に用いた国内産いもでん粉の数　量を記載すること。（別紙様式第５－２号）

　　令和　　年　　月　　日

1. 独立行政法人農畜産業振興機構
2. 理　　　事　　　長　　　殿

製造事業者等

1. 住所・名称・代表者名
3. 国内産いもでん粉交付金四半期別交付申請計画書（変更）
4. 国内産いもでん粉交付金交付要綱第６の２の規定に基づき、令和　　でん粉年度第　　・四半期における変更後の国内産いもでん粉交付金の交付申請計画を下記のとおり届け出ます。

記

1. （種類：　　　　　）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付金交付申請計画数量（トン） | | | | |  |
| 1. 期　　　別 | | （事務所名） | （事務所名） | 計 |
| 年　月 | 1. 上期 |  |  |  |
| 1. 下期 |  |  |  |
| 1. 月計 | |  |  |  |
| 1. 年　月 | 1. 上期 |  |  |  |
| 1. 下期 |  |  |  |
| 1. 月計 | |  |  |  |
| 1. 年　月 | 1. 上期 |  |  |  |
| 1. 下期 |  |  |  |
| 月計 | |  |  |  |
| 計 | |  |  |  |

1. 【記載注意】

１　変更部分については、該当箇所に変更後の事務所名又は数量を記載するとともに、変更前の事務所名又は数量を上段括弧書きとすること。

２　トン未満は切り上げること。

３　申請済みの分は実績を記載すること。

４　生でん粉又はスラリー状のものについては、水分含有率を18％に換算した数量を記載すること。

1. ５　国内産いもでん粉加工製品については、当該加工製品の製造に用いた国内産いもでん粉の数　量を記載すること。（別紙様式第６－１号）
2. 国内産いもでん粉検査機関届出書
3. 令和　　年　　月　　日
4. 独立行政法人農畜産業振興機構
5. 理　　　事　　　長　　　殿

製造事業者等

1. 住所・名称・代表者名
2. 国内産いもでん粉交付金交付要綱第７の２の規定に基づき、国内産いもでん粉交付金の交付申請に係る国内産いもでん粉の検査機関を下記のとおり届け出ます。
3. 記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1. 検査機関の住所・名称・代表者名 | 1. 該当要件 | 1. 備　考 |
|
|  |  |  |
|
|  |  |  |
|
|  |  |  |
|

1. 【記載注意】
2. １　複数の検査機関が検査を行う場合は、それらのすべての検査機関を記載すること。
3. ２　該当要件欄は、以下のいずれかのうち該当する要件の丸数字を記載すること。
4. ①国内産いもでん粉検査要領第２(1)　　②国内産いもでん粉検査要領第２(2)
5. 【添付書類】
6. 上記①又は②の該当要件を満たしていることを証する書面（①の場合は登録検査機関であるこ とを証する書面、②の場合は検査員の経験年数及び人数を記載した書面並びに所有する機械器具　　その他の設備を記載した書面並びに検査機関の組織を記載した書面等）を添付すること。
7. （別紙様式第６－２号）
8. 国内産いもでん粉検査機関届出書（変更）
9. 令和　　年　　月　　日
10. 独立行政法人農畜産業振興機構
11. 理　　　事　　　長　　　殿

製造事業者等

1. 住所・名称・代表者名
2. 令和　　年　月　　日付けで届け出た国内産いもでん粉の検査機関について、下記のとおり変更したので、国内産いもでん粉交付金交付要綱第７の３の規定に基づき届け出ます。

記

1. １　検査機関の名称
3. ２　変更項目
5. ３　変更内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1. 変更後 | 1. 変更前 | 1. 変更年月日 |
|  |  |  |

1. 【記載注意】
2. 変更項目は、「検査機関の住所・名称・代表者名」、「該当要件」のうち、該当する項目を記　　 載すること。
3. 【添付書類】
4. 該当要件の変更の場合は、変更後の該当要件を満たしていることを証する書面を添付すること。
5. （別紙様式第７号）
6. 国内産いもでん粉交付金交付申請書
7. （令和　年　月　上・下期）
8. 令和　　年　　月　　日
9. 独立行政法人農畜産業振興機構

理　　　事　　　長　　　殿

　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　製造事業者等

1. 住所・名称・代表者名
2. 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第35条の国内産いもでん粉交付金の交付を受けたいので、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第47条第１項の規定に基づき、所定の書類を添えて申請します。なお、交付決定の上は、当該交付決定金額を下記の口座に振り込まれたく、併せて請求します。

記

1. （種類：　　　　　　　　　　）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 製造年度 | 1. 販売方法 | 1. 申請数量（㎏） | 交付金単価（円/ﾄﾝ） | 1. 交付申請額（円） | 1. 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 1. 申請計 |  |  |  |  |  |

【記載注意】　１　販売年度が異なる場合は別葉とすること。

２　種類欄は、ばれいしょでん粉又はかんしょでん粉の別を記載すること。

３　販売方法欄は、直接販売又は委託販売の別を記載すること。

４　生でん粉又はスラリー状のものについては、本要綱第５の別表に基づき算出した数量を記載すること。

５　国内産いもでん粉加工製品については、申請数量欄に当該加工製品の製造に用いた国内産いもでん粉の数量を記載すること。

６　申請数量（本要綱第５の国内産いもでん粉の数量）はkgまで記載し、交付申請額は円未満を切り捨てること。

【添付書類】　１　別紙様式第８号及び第９号又は本申請に係る国内産いもでん粉の販売時期、販売数量等を証する書面を添付すること。

　　　　　　　２　製造事業者が、本要綱第11により本申請を委任した場合は、別添国内産いもでん粉交付金交付申請明細書を添付すること。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1. 振込口座 | 1. 銀行名 |  | | 1. 支店名 |  |
| 1. 口座番号 | 1. 普・当 |  | | |
| 1. 口座名義人 |  | | | |



|  |
| --- |
| 1. 誓約書 2. 令和　　年　　月　　日 3. 貴機構に対し〔※〕交付金の交付申請をした上記の国内産いもでん粉の数量は、対象でん粉原料用いも生産者(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(以下「価格調整法」という。)第33条に規定するものをいう。以下同じ。)、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第２条第４項に規定するものをいう。以下同じ。）又は経営所得安定対策交付金（でん粉原料用ばれいしょの生産面積に応じて交付する交付金又はでん粉原料用ばれいしょの品質及び生産量に応じて交付する交付金に限る。以下同じ。）の交付を受けた者から売渡しを受けた当該年産のでん粉原料用いも（対象でん粉原料用いも生産者、対象農業者又は経営所得安定対策交付金の交付を受けた者が委託により国内産いもでん粉を製造する場合におけるでん粉原料用いもを含む。以下同じ。）の数量を国内産いもでん粉に換算した数量の範囲内となるものであること、価格調整法第33条に規定する指定地域において製造されたものであること及び既に価格調整法第35条の規定による交付金の交付がされたものではないことを誓約します。 4. なお、生産者から原料の売渡しを受けた後、当該生産者が対象でん粉原料用いも生産者、対象農業者又は経営所得安定対策交付金の交付を受けた者の要件を充足していないことが判明した場合は、当該生産者から売渡しを受けた当該年産のでん粉原料用いもの数量を国内産いもでん粉に換算した数量に係る交付金を返還致します。   　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　製造事業者等   1. 住所・名称・代表者名 |

1. 【記載注意】　製造事業者が、本要綱第11により本申請を委任した場合は、〔※〕に「国内産いもでん粉交付金交付要綱第11の委任により」と追加　　　　　　記載すること。

　国内産いもでん粉交付金交付決定通知書

　　　　　　　　　　　　　殿

1. 独立行政法人農畜産業振興機構
2. 理事長名
3. 上記のとおり交付決定します。
4. （別添）
5. 国内産いもでん粉交付金交付申請明細書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1. 製造年度 | 1. 販売方法 | 1. 販売期間 | | 1. 申請者又は申請者から委任を受けた者 | 1. 申請 2. 数量 | 1. 交付金 2. 単価 | 1. 交付 2. 申請額 | 1. 備考 |
|  |  |  |  |  | 1. Kg | 1. 円/トン | 1. 円 |  |
|  |  | 1. 申請計 | |  |  |  |  |  |

【記載注意】

１　生でん粉又はスラリー状のものについては、本要綱第５の別表に基づき算出した数量を記載するとともに、該当する行の備考欄に生でん粉又はスラリー状の別を記載すること。

　　２　国内産いもでん粉加工製品については、販売期間欄には当該加工製品を販売した期間を、申請数量欄には当該加工製品の製造に用いた国内産いもでん粉の数量を記載するとともに、該当する行の備考欄には、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第48条に基づき国内産いもでん粉交付金交付対象とされている以下の用途を丸数字で記載すること。

（ばれいしょでん粉の場合）

①でん粉糖、②化工でん粉、③板紙（層間接着用に限る。）、④菓子類、⑤麺類、⑥水産練製品、⑦冷凍調理食品、⑧食肉製品、⑨調味料、⑩水産養殖用餌料、⑪食品トレイ又は梱包材（原料重量に占めるでん粉の割合が30％以上のものに限る。）

1. （かんしょでん粉の場合）

①でん粉糖、②化工でん粉、③のり又は接着剤、④建材（石こう又はロックウールを主な材料とするものに限る。）、⑤菓子類、⑥麺類、⑦水産練製品、⑧冷凍調理食品、⑨食肉製品、⑩調味料、⑪その他食用に供される製品（①、②、⑤～⑩を除く）、⑫水産養殖用餌料、⑬酒類（かんしょを主な原料とする乙類焼酎を除く。）、⑭オブラート

３　申請数量（本要綱第５の国内産いもでん粉の数量）はkgまで記載し、交付申請額は円未満を切り捨てること。

1. ４　申請者が委託により国内産いもでん粉を製造する場合にあっては、備考欄に当該委託先となったでん粉工場名を記載すること。
2. （別紙様式第８号）
3. 国内産いもでん粉検査確認書
4. 令和　　年　　月　　日
5. 独立行政法人農畜産業振興機構
6. 理　　　事　　　長　　　殿
7. 令和　年　月　日付け国内産いもでん粉交付金交付申請に係る○○でん粉○○キログラムについては、令和　年　月　日から令和　年　月　日までに砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第４８条に定める規格に適合している旨が確認された検査数量累計の内数であることに相違ありません。
8. 製造事業者等
9. 住所・名称・代表者名

【添付書類】

　　別添１の検査結果一覧表又は別添２の検査実施一覧表を添付すること。ただし、前回の交付申請時までに既に提出済みで、今回の交付申請に係る数量が検査数量累計の内数である場合は添付を省略することができる。

1. （別添１）
2. 農産物規格規程（平成１３年農林水産省告示第２４４号）
3. に基づく検査結果一覧表（本申請に係るもの）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1. 検査年月日 | 1. 登録検査機関 | 1. 種　類 | 1. 区分 | 1. 等級 | 1. 数　量 |
|  |  |  |  |  | 1. ㎏ |
| 1. 計 |  |  |  |  |  |

1. 【記載注意】
2. １　種類欄には、ばれいしょでん粉又はかんしょでん粉の別を記載すること。
3. ２　区分欄には、精製でん粉、並でん粉、生でん粉の別を記載すること。
4. 【添付書類】
5. 農産物検査員が発行した農産物検査法施行規則第10条第２項第３号に基づく別記様式第５号又は同条第４項第３号に基づく別記様式第14号による検査証明書に基づき記載し、同様式の写しを添付すること。
6. （別添２）
7. 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第４８条に
8. 定める規格に係る検査実施一覧表（本申請に係るもの）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1. 検査年月日 | 1. 種　類 | 1. 区分 | 1. 検査数量 | 1. 検査結果 |
|  |  |  | 1. ㎏ |  |
| 1. 計 |  |  |  |  |

1. 【記載注意】
2. １　検査機関が発行した国内産いもでん粉検査要領別紙様式の検査結果通知書に基づき記載　　　　　　し、同様式の写しを添付すること。

２　種類欄には、ばれいしょでん粉又はかんしょでん粉の別を記載すること。

1. ３　区分欄には、精製でん粉、並でん粉、生でん粉、スラリー状のものの別を記載すること。

４　検査結果は、適合又は不適合を記載すること。

（別紙様式第９号）

1. 国内産いもでん粉売買証明書
2. Ｎｏ．

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1. 種類 | 1. 契約 2. 番号 | 1. 製造 2. 年度 | 1. 販売 2. 年月日 | 1. 販売数量 | 1. 使用者 | 1. 用途 | 1. 備考 |
|  |  |  |  | 1. Kg |  |  |  |
| 1. 計 |  |  |  |  |  |  |  |

2. 【記載注意】

１　種類欄には、ばれいしょでん粉又はかんしょでん粉の別を記載すること。

２　用途欄には、種類ごとに、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第48条に基づき国内産いもでん粉交付金交付対象とされている以下の用途を丸数字で記載すること。

1. （ばれいしょでん粉の場合）

①でん粉糖、②化工でん粉、③板紙（層間接着用に限る。）、④菓子類、⑤麺類、⑥水産練製品、⑦冷凍調理食品、⑧食肉製品、⑨調味料、⑩水産養殖用餌料、⑪食品トレイ又は梱包材（原料重量に占めるでん粉の割合が30％以上のものに限る。）

1. （かんしょでん粉の場合）

①でん粉糖、②化工でん粉、③のり又は接着剤、④建材（石こう又はロックウールを主な材料とするものに限る。）、⑤菓子類、⑥麺類、⑦水産練製品、⑧冷凍調理食品、⑨食肉製品、⑩調味料、⑪その他食用に供される製品（①、②、⑤～⑩を除く）、⑫水産養殖用餌料、⑬酒類（かんしょを主な原料とする乙類焼酎を除く。）、⑭オブラート

３　契約番号欄及び使用者欄への記載は、省略することも可とする。

４　生でん粉又はスラリー状のものについては、該当する行の備考欄に生でん粉又はスラリー状の別を記載するとともに、記載した当該でん粉の販売数量について本要綱第５の別表に基づく換算の前又は後の数量の別を明記すること。

５　生でん粉又はスラリー状のものについて申請する場合は、別添1の国内産いもでん粉換算明細書を添付すること。

６　国内産いもでん粉加工製品については、販売年月日欄には当該加工製品を販売した年月日を、販売数量欄には当該加工製品の数量を、使用者欄には当該加工製品の買受者（乙又は乙が当該加工製品の使用者ではない卸売業者等の場合は卸売業者を通じて買い受ける者）を、明記すること。また、別添２の国内産いもでん粉売買明細書（国内産いもでん粉加工製品）を添付すること。

1. 対象国内産いもでん粉製造事業者が製造した国内産いもでん粉[※]を上記のとおり売買したことを確認する。
2. また、乙は、以下の事項について誓約する。
3. １　上記の国内産いもでん粉[※]を上記の用途以外の用途に使用しないこと。

２　上記の国内産いもでん粉[※]を譲渡する場合には、当該譲渡を受ける者に対し、１の事項を義務付けること。

３　上記の国内産いもでん粉[※]を譲渡する場合には、当該譲渡を受ける者に対し、当該譲渡を受ける者が再譲渡するときには、再譲渡を受ける者に対し、前２項を義務付けること。

1. 【記載注意】国内産いもでん粉加工製品の売買については、〔※〕に「加工製品」と追加記載すること。
2. 令和　　年　　月　　日
3. 甲　　　　住　所
4. （売主）　　名　称
5. 代表者又は責任者の氏名

乙

（買主）　　住　所

1. 名　称
2. 代表者又は責任者の氏名
3. （別添１）
4. 国内産いもでん粉換算明細書

表１　国内産いもでん粉売買証明書明細（国内産いもでん粉売買証明書Ｎｏ．　　　　）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 1. 国内産いもでん粉売買証明書記載数量（㎏） | | 1. 備　考 |
| 1. 第５の別表に基づく換算前 2. （Ａ） | 1. 第５の別表に基づく換算後 2. （Ｂ） |
| 1. 販売数量計 | |  |  |  |
|  | うち精製又は並でん粉 |  |  | 1. （Ａ）＝（Ｂ） |
| 1. うち生でん粉 |  |  |  |
| 1. うちスラリー状 |  |  |  |

1. 【記載注意】
2. １　この換算明細書は、国内産いもでん粉売買証明書に生でん粉又はスラリー状のものが含まれる場合に同証明書に　　　　添付すること。
3. ２　（Ａ）欄と（Ｂ）欄の数量は、精製又は並でん粉については同じ数量とし、生でん粉又はスラリー状にものにつ　　　　いては、表２の（ａ）欄、（ｂ）欄の合計値をそれぞれ記載すること。

表２　生でん粉又はスラリー状のもの換算明細（区分　　　　　　　　）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1. 検査年月日 | 1. 検査数量（㎏） | 1. 水分含有率（％） | 1. 販売数量（㎏） | | 備考 |
| 1. 第５の別表に基づく換算前 2. （ａ） | 1. 第５の別表に基づく換算後 2. （ｂ） |
|  |  |  |  |  |  |
| 1. 合　計 |  |  |  |  |  |

1. 【記載注意】
2. １　区分欄には、生でん粉又はスラリー状の別を記載すること。
3. ２　販売数量は、本要綱第５の別表に基づき算出すること（㎏未満切り捨て）。
4. ３　水分含有率は、国内産いもでん粉検査要領に基づく検査における検査単位ごとの実測水分含有率とする。

（別添２）

1. 国内産いもでん粉売買明細書（国内産いもでん粉加工製品用）

（国内産いもでん粉売買証明書Ｎｏ．　　　　）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1. 用　途 | 国内産いもでん粉  加工製品販売数量  （ｋｇ） | 1. 左記加工製品の製造　に用いたばれいしょ　でん粉（又はかんし　　ょでん粉）の数量 2. （ｋｇ） | 1. 備　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 1. 合　計 |  |  |  |

【記載注意】

１　この明細書は、国内産いもでん粉加工製品を売買した場合に、別紙様式第９号国内産いもでん粉売買証明書に添付すること。

２　用途欄には、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第48条に基づき国内産いもでん粉交付金交付対象とされてい

る以下の用途を丸数字で記載すること。

1. （ばれいしょでん粉の場合）

①でん粉糖、②化工でん粉、③板紙（層間接着用に限る。）、④菓子類、⑤麺類、⑥水産練製品、⑦冷凍調理食品、⑧食　　肉製品、⑨調味料、⑩水産養殖用餌料、⑪食品トレイ又は梱包材（原料重量に占めるでん粉の割合が30％以上のものに限　　る。）

1. （かんしょでん粉の場合）
2. ①でん粉糖、②化工でん粉、③のり又は接着剤、④建材（石こう又はロックウールを主な材料とするものに限る。）、⑤　菓子類、⑥麺類、⑦水産練製品、⑧冷凍調理食品、⑨食肉製品、⑩調味料、⑪その他食用に供される製品（①、②、⑤～　⑩を除く）、⑫水産養殖用餌料、⑬酒類（かんしょを主な　原料とする乙類焼酎を除く。）、⑭オブラート

３　国内産いもでん粉加工製品の製造に用いた国内産いもでん粉数量の算出の根拠となる資料を添付すること。

（別紙様式第10－１号）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 2. でん粉原料用いも売渡等報告書（ばれいしょ） 3. 令和　　年　　月　　日 4. 独立行政法人農畜産業振興機構 5. 理 事 長 殿 6. 製造事業者等 7. 住所・名称・代表者名   下記のとおり、でん粉原料用ばれいしょを砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条に規定する対象でん粉原料用いも生産者、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第２条第４項に規定する対象農業者又は経営所得安定対策交付金の交付を受けた者から売り渡された（製造委託を受けた）ことを報告します。   1. 記 | | | | |
|  | 1. 売　渡　等 期　間 | 売　渡　等　数　量 | |  |
| 1. 自令和　年　月　日 2. 至令和　年　月　日 |  | 1. kg |
|  | | | | |

1. 【添付書類】
2. 別添でん粉原料用いも売渡等明細書を添付すること。
3. （別添）
4. で ん 粉 原 料 用 い も 売 渡 等 明 細 書
5. 自　令和　　年　　月　　日
6. 至　令和　　年　　月　　日

（種類： ばれいしょ ）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1. １　対象でん粉原料用いも生産者、対象農業者又は経営所得安定対策交付金の交付を受けた者 | | | | |
| 1. 対象農業者等コード | | 氏　名 | 1. 売渡等数量 2. （㎏） | 1. 備考 |
|  | |  |  |  |
|  | |  |  |  |
|  | |  |  |  |
|  | |  |  |  |
|  | |  |  |  |
|  | |  |  |  |
|  | |  |  |  |
| 小 計　① | | |  |  |
|  | 交付金対象分 | |  |  |
| 交付金対象外分 | |  |  |
| 1. ２　その他　② | | |  |  |
| 1. ３　合計（①＋②） | | |  |  |

2. 【記載注意】
3. １　製造事業者ごと又は第11の委託を受けた者ごとに提出すること。

２　対象農業者等コード欄には、経営所得安定対策等実施要綱Ⅲの３の（３）の規定により交付申請者ごとに付与された交付申請者管理コードを記載すること。

1. ３　備考欄には、（見合いの）でん粉製造数量見込（㎏）を記載すること。
2. （別紙様式第10－２号）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 2. でん粉原料用いも売渡等報告書（かんしょ） 3. 令和　　年　　月　　日 4. 独立行政法人農畜産業振興機構 5. 理 事 長 殿 6. 製造事業者等 7. 住所・名称・代表者名   下記のとおり、でん粉原料用かんしょを砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条に規定する対象でん粉原料用いも生産者から売り渡されたことを報告します。   1. 記 | | | | |
|  | 1. 売　渡　等 期　間 | 売　渡　等　数　量 | |  |
| 1. 自令和　年　月　日 2. 至令和　年　月　日 |  | 1. kg |
|  | | | | |

1. 【添付書類】
2. 別添でん粉原料用いも売渡等明細書を添付すること。

（別添）

1. で ん 粉 原 料 用 い も 売 渡 等 明 細 書
2. 自　令和　　年　　月　　日
3. 至　令和　　年　　月　　日

（種類： かんしょ ）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | | 1. 売渡等数量 2. （㎏） | 1. 備考 |
| １　対象でん粉原料用いも生産者　① | |  |  |
|  | 交付金対象分 |  |  |
| 交付金対象外分 |  |  |
| 1. ２　その他　② | |  |  |
| 1. ３　合計（①＋②） | |  |  |

2. 【記載注意】
3. １　製造事業者ごと又は第11の委託を受けた者ごとに提出すること。
4. ２　備考欄には、（見合いの）でん粉製造数量見込（㎏）を記載すること。
5. （別紙様式第11号）
6. 国内産いもでん粉交付金支払完了報告書
7. 令和　　年　　月　　日
8. 独立行政法人農畜産業振興機構
9. 理　　　事　　　長　　　殿
10. （交付金代理受領者）
11. 住所・名称・代表者名
12. 以下のとおり、製造事業者から委任を受けて受領した交付金を当該製造事業者に支払ったので、報告します。
13. （種類：　　　　　　　）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1. 支払日 | 1. 製造事業者 | 1. 交付金の額 | 1. 交付決定日 | 1. 交付決定番号 | 1. 備考 |
| 1. 令和　年　月　日 | 1. 令和　年　月　日提出の委任状記載の者 | 1. 円 | 1. 令和　年　月　日 |  |  |

1. 【記載注意】
2. 種類欄には、ばれいしょでん粉又はかんしょでん粉の別を記載すること。
3. （別紙様式第12－１号）
4. 経営の承継に係る届出書
5. 令和　　年　　月　　日
6. 独立行政法人農畜産業振興機構
7. 理　　　事　　　長　　　殿
8. 代理申請者
9. 氏名
10. （法人等にあっては、名称及び代表者氏名）
12. 承継後の製造事業者
13. 氏名
14. （法人等にあっては、名称及び代表者氏名）
16. 国内産いもでん粉交付金の交付に係る製造事業者の経営を承継したので、国内産いもでん粉交付金交付要綱第13の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 経営の承継に係る変更内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 1. 承継前の 2. 製造事業者 | 1. 承継者 | 1. 事由の内容 | 1. 農政事務所への申出(注) |
| 1. 承継前の製造 2. 事業者との関係 |  |  | □相続 □移譲   1. □法人化   □その他   1. （事由：　　　） 2. （発生年月日） 3. 年　月　日 | 1. □提出済 2. □未提出 |
| 1. 氏名　組織名称 2. 代表者氏名 |  |  |
| 1. 交付申請者管理コード（注２） |  |  |
| 1. 住　　　　所 |  |  |

注１）「農政事務所への申出」とは、経営所得安定対策等実施要綱Ｖの第１の４の規定に基づいて行う北海道農政事務所長への｢交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書｣の提出をいい、提出していない場合は、経営を承継したことを明らかにする書類を添付すること。

注２）「交付申請者管理コード」には、経営所得安定対策等交付金交付申請者登録申請書又は同通知書の交付申請者管理コードを記載すること。

1. （別紙様式第12－２号）
2. 番　　　　　　　　　号
3. 令和　　年　　月　　日
4. 会社等名
5. 役職名　氏名　あて
6. 独立行政法人農畜産業振興機構
7. 理　　事　　長　　名
8. 承継及び交付金交付対象者の確認通知書
9. 令和　　年　　月　　日付けで届出のあった○○○（承継前の製造事業者）から○○○（承継後の製造事業者）における経営の承継について確認し、○○○（承継後の製造事業者）はその承継した経営に係る交付金の交付を受けることができる交付対象者であることを通知します。